

# ひまわり 向日葵

令和元年  
第265号

公益社団法人  
東村山法人会  
会報誌



からさわ  
《長野県》絶景潤沢カール紅葉

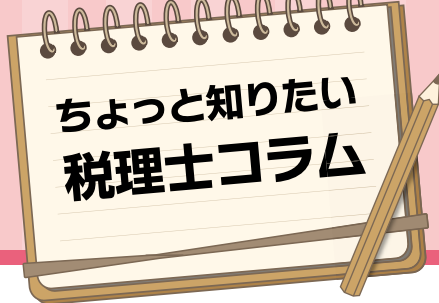
## 主な 内容

|                                              |     |                                                                |    |
|----------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------|----|
| ちょっと知りたい税理士コラム……………                          | 2-3 | 事業承継個別相談会のご案内／人材採用／ノウハウ<br>及び人事評価制度構築講座のご案内／e-Taxの<br>ご案内…………… | 13 |
| 税務署だより……………                                  | 4-5 | 経営労務講座実施報告／e-Tax・eLTAX講習会<br>実施報告／会計啓発普及セミナー実施報告……             | 14 |
| 新春講演会のご案内／市民産業まつり法人<br>会ブース出展のご案内……………       | 6   | 法人会入会案内／新入会員紹介コーナー…………                                         | 15 |
| 租税・科学教室実施報告……………                             | 7   | 賀詞交歓会のご案内／会統一会員増強期間……                                          | 16 |
| 教えて税理士さん！／立川都税事務所からの<br>お知らせ……………            | 8   | 人人……………                                                        | 17 |
| 地域の名所／地域のイベント情報……………                         | 9   | 税に関する絵はがき募集……………                                               | 18 |
| 社労士column……………                               | 10  | 法人会行事のご案内／ブロック・支部活動報告…                                         | 19 |
| 会社紹介……………                                    | 11  | recipe……………                                                    | 20 |
| 【ご案内】法人会セミナー／年末調整実務研<br>修／法人税申告書等の書き方講座…………… | 12  |                                                                |    |



公益社団法人 東村山法人会

[www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp](http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp)



# 消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度がはじまりました。消費税の申告納税をするうえで、原則として、日々の業務において、税率ごとの区分経理が必要となります。ただし、区分経理に対応する準備が整わないなど困難な事情がある中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。以下同じ。)においては、特例の規定が設けられました。

今回は、ほぼ全業種において関係する軽減税率対象品目を仕入れ等する際の中小事業者の仕入税額の計算の特例について、国税庁から公表されている内容について記載していきます。

ちなみに、上記の「困難な事情」とは、例えば、課税期間中に国内において行なった課税売上げ(税込み)又は課税仕入れ等(税込み)につき、税率ごとの管理が行えなかった場合等の困難な事情をいいます。そのような場合には、困難の度合いを問いません。

## 1 小売等軽減売上割合の特例

仕入れを税率ごとに管理できない場合に、課税売上げ(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、これらの事業に係る課税仕入れ等(税込み)に、これらの事業に係る課税売上げ(税込み)に占める軽減税率の対象となる課税売上げ(税込み)の割合(小売等軽減売上割合)をかけて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等(税込み)を算出して、仕入税額を計算することができます。

$$\text{小売等軽減売上割合} = \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)}}{\text{卸売業・小売業に係る課税売上げ(税込み)}}$$

(注)売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合」を使用した場合には、その使用した「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして仕入税額を計算します。また、軽減売上割合の計算が困難な場合に、売上税額の計算の特例として50/100を使用した場合には、50/100を使用して仕入税額を計算します(適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率対象品目の販売の対価の額の占める割合がおおむね50%以上の事業者が対象)。

$$\text{軽減売上割合} = \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)}}{\text{通常の連続する10営業日の課税売上げ(税込み)}}$$

### 1 対象事業者

「小売等軽減売上割合の特例」は、次のイからハの要件を満たす中小事業者が適用できます。

- イ)軽減対象資産の譲渡等を行なう、卸売業又は小売業を営む事業者。
- ロ)特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度(簡易課税制度の届出の特例の適用を受ける場合を含みます。)の適用を受けない事業者。
- ハ)課税売上げ(税込み)について、税率ごとに区分経理できる事業者。

### 2 適用対象期間

「小売等軽減売上割合の特例」を適用できる期間は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間です。

例えば課税期間が1月1日から12月31日までの事業者においては、特例が適用できる期間は、**A** 令和元年10月1日から12月31日までの期間と**B** 令和2年1月1日から12月31日までの期間となります。**A**の期間については、課税期間は1月1日からですが軽減税率制度が開始するのは10月1日からのためです。**B**の期間については、適用対象期間が令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間であるためです。

## 2 簡易課税制度の届出の特例

**1**の特例を適用する事業者以外の中小事業者は、仕入れを税率ごとに管理できない場合には、簡易課税制度を適用して、仕入税額を計算できます。

簡易課税制度は、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

「簡易課税制度の届出の特例」は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に「消費税

# 中小事業者の仕入税額の計算の特例

● 税理士 牧野 友彦 ●

簡易課税制度選択届出書」を提出することで同制度を適用することが可能となります。

簡易課税制度を適用する場合には、税率ごとに課税売上げを区分し、「課税売上げに係る消費税額」を計算する必要があります。

## ①対象事業者

中小事業者は、課税仕入れ等(税込み)を税率ごとに区分することについて困難な事情があれば、「簡易課税制度の届出の特例」を適用することができます。

## ②適用対象期間

「簡易課税制度の届出の特例」を適用できる期間は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間です。

例えば、課税期間が1月1日から12月31日までの事業者が、令和元年の課税期間に、この特例を適用して、簡易課税制度を選択するためには、令和元年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することが必要となります。

なお、「簡易課税制度の届出の特例」を適用した場合には、事業を廃止した場合等を除き、2年間継続して簡易課税制度を適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、簡易課税制度の適用をやめることはできません。また、不適用届出書の提出期限は、これまでどおり適用をやめようとする課税期間の初日の前日までとなります。

## ③調整対象固定資産や高額特定資産の仕入れ等を行なった場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限を受ける事業者に対する措置

調整対象固定資産や高額特定資産の仕入れ等を行なった場合には、一定期間、「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出をすることはできませんが、その課税期間中の課税仕入れ等(税込み)を税率の異なるごとに区分して合計することにつき、著しく困難な事情があるときは、「簡易課税制度の届出の特例」の適用を受けようとする課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

この場合の「著しく困難な事情があるとき」

とは、課税仕入れを税率の異なるごとに区分して合計することが著しく困難である場合をいいます。例えば、軽減税率の対象となる課税仕入れとそれ以外の課税仕入れがある場合であっても、軽減税率の対象となる課税仕入れがそれ以外の課税仕入れの回数と比べて、著しく少ない場合などは、帳簿、保存書類等からこれらの課税仕入れを容易に区分することができるのであるから、他に考慮すべき事情があるときを除き、「著しく困難な事情があるとき」には該当しません。

建設業、不動産業その他の主として軽減税率の対象となる課税仕入れを行なう事業者(該当しない事業者(容易に区分経理を行ない得る事業者)が、事務所、営業所等に自動販売機を設置した場合の清涼飲料水の仕入れや、福利厚生、贈答用として菓子等の仕入れを行なった場合は、「著しく困難な事情があるとき」には該当しません。

### 最後に

軽減税率制度の開始を機会に、初めて簡易課税制度を適用する事業者につきましては、税率ごとの課税売上げの区分に加え、事業区分の判定が必要となります。事業区分の判定につきましても、誤りのないよう正確に行なってください。

## Profile 牧野 友彦

### 東京税理士会東村山支部所属

大学卒業後ゲームソフト会社に就職し当該会社が出版する漫画雑誌の編集職に従事。

退職後、税理士資格取得に向け浪人生活。

開業までの約12年間サラリーマン税理士として修行。修行期間中カンボジアのプノンペンに約1年半駐在。

2004年12月 税理士試験合格 税理士資格取得  
(簿記論、財務諸表論、法人税法、所得税法、相続税法)

2009年3月 税理士登録

2016年1月 開業

2018年6月 経営革新等支援機関に認定

■ 事務所 牧野友彦税理士事務所  
西東京市田無町5-1-4 小松ビル201号

■ TEL 042-497-4242

■ URL tm-cpta.com

# 税 務 署 だ よ り

8%

10%



## 10月1日より消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率制度の実施に伴い、軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ(経費)がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理(区分経理)を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

### 《区分記載請求書等保存方式と請求書等保存方式(以前の方式)の比較》

| 期 間                                          | 帳簿への記載事項                                                                                                       | 請求書等への記載事項                                                                                                                         |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年9月30日まで<br>【請求書等保存方式】                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>課税仕入れの相手方の氏名又は名称</li> <li>取引年月日</li> <li>取引の内容</li> <li>対価の額</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>請求書発行者の氏名又は名称</li> <li>取引年月日</li> <li>取引の内容</li> <li>対価の額</li> <li>請求書受領者の氏名又は名称</li> </ul> |
| 令和元年10月1日から<br>令和5年9月30日まで<br>【区分記載請求書等保存方式】 | (上記に加え)<br>・軽減税率対象品目である旨                                                                                       | (上記に加え)<br>・軽減税率対象品目である旨<br>・税率の異なるごとに合計した税込金額                                                                                     |

- 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。
- 2 仕入先から交付された請求書等に、「・軽減税率対象品目である旨」や「・税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

### ●請求書と帳簿の記載例(注は軽減税率制度実施前からの変更点)

| 請求書                |         |          |
|--------------------|---------|----------|
| (株)〇〇御中            |         |          |
| 令和XX年11月30日        |         |          |
| 11月分 131,200円(税込み) |         |          |
| 日付                 | 品名      | 金額       |
| 11/1               | 魚 ※ 注1  | 5,400円   |
| 11/1               | 牛肉 ※ 注1 | 10,800円  |
| 11/2               | キッチン・パ- | 2,200円   |
| ..                 | ..      | ..       |
| 合 計                |         | 131,200円 |
| 注2                 | 10%対象   | 88,000円  |
|                    | 8%対象    | 43,200円  |
| ※は軽減税率対象品目 注1      |         |          |

| 総勘定元帳 (仕入)    |                    |        |    |
|---------------|--------------------|--------|----|
| XX年<br>月 日    | 摘要                 | 借方     | 貸方 |
| 11 30         | △△商事(株) 11月分 日用品   | 88,000 |    |
| 11 30         | △△商事(株) 11月分 食料品 ※ | 43,200 |    |
|               |                    | 注1     |    |
| ※は軽減税率対象品目 注1 |                    |        |    |

注1 軽減税率対象品目である旨  
軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載し、記号が軽減税率対象品目であることを明らかにする。

注2 税率の異なるごとに合計した税込金額  
税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

# 令和元年分 年末調整等説明会のお知らせ



源泉所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付につきましては、ご協力を賜り誠にありがとうございます。本年も年末調整等の説明会を以下のとおり開催いたします。ご多忙中誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

| 開催日時                     | 会場                                 | 対象地域(注) |
|--------------------------|------------------------------------|---------|
| 10月30日(水)<br>13:15～15:45 | 生涯学習センター(7階アミューホール)<br>清瀬市元町1-2-11 | 清瀬市     |
| 11月5日(火)<br>13:15～15:45  | ルネこだいら(中ホール)<br>小平市美園町1-8-5        | 小平市     |
| 11月6日(水)<br>13:15～15:45  | 保谷こもれびホール(1階メインホール)<br>西東京市中町1-5-1 | 西東京市    |
| 11月7日(木)<br>13:15～15:45  | 東久留米市役所(701会議室)<br>東久留米市本町3-3-1    | 東久留米市   |
| 11月12日(火)<br>13:15～15:45 | 東村山市立中央公民館(ホール)<br>東村山市本町2-33-2    | 東村山市    |

(注)対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

**問合せ：東村山税務署法人課税第2部門 ☎042-394-6811**

税務署へのお問い合わせは、音声案内にしたがって「2」番を選択してください。

## 税の豆知識 ～年末調整を行う理由とは？～

給与の支払を受ける人の年間の給与総額に対する年税額と、毎月の給与等から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の1年間の合計額は、次のような理由により、必ずしも一致しません。

- ① 結婚、出産や就職などにより年の途中で扶養親族の数が変わる場合がある
- ② 生命保険料控除や配偶者特別控除などは、毎月の給与からではなく、年末調整の際に控除する

このため、1年間の給与総額が確定する年末にその年の年税額を正しく計算し、過不足額を精算することが必要となります。この精算の手続きを『年末調整』と呼んでいます。

大部分の給与所得者は、年末調整によってその年の所得税及び復興特別所得税の納税が完了するので、確定申告の手続きをする必要がなくなります。



1年間の源泉徴収税額の  
**過不足額の精算**が必要となります！

ご案内

令和2年

# 新春講演会のご案内 2020

講師

お笑いコンビ  
バックンマックン 氏



日時 令和2年 1月20日(月)  
午後3時30分開催

会場 立川グランドホテル  
(立川市曙町2-14-16)

問合せ (公社)東村山法人会事務局  
☎042-394-7654

参加費無料  
どなたでも無料  
申込不要



ご案内

## 市民・産業まつり 法人会のブース出展のご案内



東村山法人会の税制・社会貢献事業の一環として、今年も東村山・小平・西東京・東久留米の各市で開催される市民・産業まつりに法人会ブースを出展します。一般市民の皆様は税について少しでも知ってもらうように「税金クイズ」を行う等して法人会のPRを行います。



税金クイズに答えて頂いた方には  
鉢花等をプレゼントしますので  
是非、お立ち寄り下さい。



昨年の税金クイズの状況

11月9日(土)・10日(日)

- 東村山市 いきいきプラザ南側広場
- 小平市 小平市福祉会館前市民広場周辺  
※小平市のブースは9日(土)のみ
- 西東京市 西東京いこいの森公園
- 東久留米市 東久留米駅前西口



9月7日(土)、今年で8回目となる租税・科学教室を西東京市の多摩六都科学館で開催しました。これは税制・社会貢献委員会と青年部会が協力して開催しているもので、小学生に対して税金の役割や重要性を理解してもらうとともに、自然科学への興味を持ってもらおうと企画しているものです。合わせて社会貢献事業の一環として地元養護施設の子供さんたちを招待しました。

受付で小学生の皆さんに法人会のバックやノート等をプレゼントし、最初に租税教室に参加いただきました。租税教室では、小堀税制・社会貢献委員長と當麻青年部会長の挨拶の後、先ず国税庁作成の税金がなくなった国を題材としたアニメを全員で鑑賞し、それを題材にしたクイズに子供さんに挑戦して貰い税金の重要性や必要性を楽しく学んでもらいました。午前の部は、下平幹事と多功幹事、午後の部は齋藤幹事と師岡幹事が司会と先生役を務め、子供たちの興味を高めながら授業を行いました。特に、小学校のプール建設に必要な費用「1億円」のレプリカを披露し、その重さ等を実感して貰う場面は、大盛況となりました。

租税教室終了後は、世界一に認定されている多摩六都科学館のプラネタリウムと大型映像の鑑賞券を全員に配布し、自然科学について学んで貰い、最後にアンケートに答えていただいた方全員に多摩六都科学館のグッズをプレゼントして、初秋の一日を楽しんで貰いました。

知見寺東村山税務署長や村野法人会会長、鎌田副会長が見守る中、税制・社会貢献委員と青年部会が一致協力して準備や運営を行い、沢山の子供たちの笑顔とありがとうの感謝の言葉に包まれ、今年も無事に終了しました。



主催者小堀  
委員長挨拶



當麻青年部  
会長挨拶



クイズに挑戦中の方



役員、青年部会員と一緒に

## 養護施設から届いたお礼



## アンケートの紹介

### ☆子供さん☆

- 楽しかった。また来年も来たい。税金の大切さを知った。
- もっと税金のことを知りたかった。勉強になった。
- 楽しく学べて良かった。
- 税金のことを知ることができて良かった。
- プラネタリウムと大型映像も楽しかった。

### ☆保護者等☆

- ありがとうございました、また参加したい。
- 青年部会の方々ののりが良く楽しめた。
- 子供に税について伝えるとても良い機会になった。子供にも分かりやすい内容で良かった。
- 消費税が上がるタイミングで、税金の話ができてよかった。

## 教えて 税理士さん!



「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。



質問

交際費等から除かれる費用では、福利厚生費との区分が難しいと聞いていますが、具体的に教えて下さい。

(清瀬市 E.Y.)

回答

まず交際費ですが、これは事業に関係ある会社や個人に対する接待、贈答、慰安などです。「事業に関係ある・・・」とは、得意先や仕入れ先など社外の人間だけではなく、自分の会社の役員、従業員、株主なども含まれます。社外の人との接待などは交際費となるのはわかりやすいと思います。

これに対して福利厚生費は従業員や役員の福祉のための支出のうち、特定の社員に対するものではなく、原則的に社員全員を対象に行われるものになります。特定の社員だけで飲みに行った、特定の社員にだけお祝い金を支給した、となると福利厚生費とはならず、経費にするにしても交際費とするか臨時で給与を支給したということになります。

ですから原則社員全員を対象とした忘年会や歓送迎会、社員旅行とか、全員に支給される権利を設定してあるようなお祝い金、お見舞金の支給などの慶弔費などが福利厚生費になります。ただし、曖昧な表現になりますが、社会常識から外れて過度に高額なものは福利厚生費とはなりませんので注意が必要です。



回答者

東京税理士会東村山支部所属 米野純一税理士事務所  
税理士 社会保険労務士 米野 純一

## 立川都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

### 特別法人事業税が創設されました



～令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます～

地方法人課税における財源の偏在を是正する新たな措置として、特別法人事業税が創設されました。

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税の申告納付が必要になります。特別法人事業税は、地方法人特別税と同様に法人事業税の一部を分離して創設されるものですので、この改正により各法人の税負担が増えることはありません。

|                                                   |                                                   |                        |              |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------|--------------|
| 申告・納付方法                                           | 特別法人事業税は、法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。    |                        |              |
| 適用時期                                              | 令和元年10月1日以後開始する事業年度                               |                        |              |
| 課税標準                                              | 基準法人所得割額、基準法人収入割額<br>(標準税率により計算した法人事業税の所得割額・収入割額) |                        |              |
| 税率                                                | 法人の種類<br>課税標準                                     | 外形標準課税法人・特別法人<br>以外の法人 | 外形標準課税法人(※1) |
|                                                   | 基準法人所得割額                                          | 37%                    | 260%         |
|                                                   | 基準法人収入割額                                          |                        | 30%          |
| ※1 資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人 ※2 協同組合、信用金庫、医療法人など |                                                   |                        |              |

特別法人事業税の創設に伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税(所得割・収入割)の税率が変更されます。

詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】立川都税事務所事業税課(法人事業税班) 042-523-3174



▲ かたらい広場



▲ 広場入口



▲ 園内地図



▲ 縄文の丘

【場所】 東久留米市  
中央町3丁目21  
【時間】 24時間営業  
【電話】 0422-31-6457

この公園は、東久留米市のほぼ中心に位置し、雑木林等の武蔵野の原風景を再現し、東京の名湧水にも選ばれている「南沢緑地」の涵養地となるよう、又、災害の避難広場としての防災機能を持った公園として整備されています。

エントランス広場、縄文の丘、遺跡公園、多目的運動広場、かたらい広場、水景施設等が設備されています。開園は二〇〇六年四月一日。

## 東久留米市「六仙公園」

地域の  
名所

## 地域のイベント情報

清瀬

11月16日(土)「清瀬市農業まつり」  
17日(日)に

を開催します！

都内有数の品質と生産量を誇る清瀬産の野菜や花・植木の即売、優れた農産物が出品される農畜産物品評会と出品物の販売、野菜で作られた宝船の公開と使用された野菜のチャリティー配布、苗木や鉢花の無料配布などを行います。

①開催日時 11月16日(土) 午前9時～午後2時  
11月17日(日) 午前9時～午後4時

②内 容 16日＝野菜・花・植木の即売、農畜産物品評会  
(品評会は一般の方の入場はできません)  
17日＝野菜・花・植木の即売、農畜産物品評会の一般公開と購入予約、  
野菜の宝船の公開、苗木や鉢花の無料配布、各種模擬店出店など

③場 所 清瀬市コミュニティプラザひまわり(清瀬市下清戸1-212-4)

④問合せ 清瀬市産業振興課 ☎042-497-5111(内線242)

※清瀬の食育についての展示などを行う「きよせ食育展」も同時開催！  
※天候などにより内容や時間に変更となる場合があります。

## 1 つい最近、看過できない次のような事件が起きました。

- イ クレジットカード使用時にはクレジットカード番号が必要で、加えて本人確認のために、パスワードやセキュリティコードを使用することになります。A社システムでは、このセキュリティコードの入力が何回でも試せる仕様となっており、もし3桁のコードなら1000回試せば誰でも使えてしまうわけで、なんとカードの所有者全員が被害者になりうるのです。
- ロ B社は大卒の「内定辞退率」につき、サイト上の行動履歴の解析結果に応じた5段階評価を複数の企業に提供した結果、個人情報保護法や職業安定法に抵触する疑いが出てきました。
- ハ C社のクラウドシステムでは、空調設備の管理システムにバグがあり、障害発生時は冷却システムが最大冷却値になるよう設計されていましたが、データセンターの一部でこの構成に移行できず停止し、多くの関係システムに不具合を生じさせました。

## 2 何が問題だったのでしょうか？

- イ A社システムは、決済サービスを取り扱う企業が当然持つべき水準に達していないという脆弱性が発覚しました。つまり、FISC安全対策基準(金融庁が金融機関のシステム管理体制を検査する際に使用する基準)をクリアしていなかったのです。
- ロ B社については、コンプラの認識がうわべだけとなっており、『それはだめでしょ!』という社会規範を無視した結果なのでは？ 黒でなければグレーでよいということにはならず、大学等から猛反発が起きております。また、情報提供を受ける企業側も個人情報が適切に収集されたのを確認・記録義務するがあり、『B社がやったことだ』という言い訳は通りません。
- ハ C社に限らず『クラウドは止まらない』というのは大きな勘違いです。クラウドと一口に言っても構成も様々であり、重要な決済サービスや会計ソフトでは冗長化がセオリーです。冗長化とは本来余分、余剰という意味ですが、システムにおいては多重化、二重化であり、サーバの冗長化とは同じ機能を持つサーバを複数台用意してリスクヘッジするという事なの

ITサービス事件に巻き込まれないためには、こまめに最新の情報や法改正に対応してセキュリティ対策を強化してゆくことが大きなポイントといえます。

(参考：前号に引き続き オフィスISM代表 星野靖裕氏セミナー)

## 筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし) 2019年10月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)  
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、国分寺市指定管理者評価委員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、O3S(フンス)ソリューションサービスチーム) = AFAC 主宰)  
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員



略歴  
■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業  
■昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任  
■保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)  
■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格-特定社労士資格取得  
■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所  
■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43  
■TEL 090-1738-7991  
■e-FAX 03-4496-5373  
■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp



# 株式会社 塩月産業

地元に貢献することが地域密着の基本

株式会社塩月産業は不動産売買や仲介の他に、お客様の不動産資産であるマンションやアパート、駐車場など西東京市を中心とした近隣に多数管理運営させていただいており、これ以外にも大家様や借りたいお客様の要望にお応え出来るようにしております。

当社の歴史は昭和52年に旧田無市の本町3丁目(現在の田無町3丁目)に塩月産業として創業致しました。

創業者である代表取締役の塩月藤太郎は、大分県南海部郡蒲江町(現在は佐伯市と合併)の出身で27歳の時に不動産業界の世界に入り、独立後は「地元貢献することが地域密着の基本」をモットーに不動産業界団体のみならず地元の活動に重きを置いて、現在に至っています。

また、個人事業者から法人化し、株式会社 塩月産業となったのは7年後の昭和59年のことです。現在は塩月産業本社他、田無南口支店、ピタットハウス田無店など支店や子会社を持ち、グループ企業として営業活動をしています。

時代は昭和、平成から令和になり、時代の変化とともに不動産資産活用方法も様々な対応力を問われる事になりました。ニーズや嗜好の変遷だけでなく、多くの外国人労働力の流入による住環境の変化など様々な外的、内的要因を真摯に調査分析し効率のよい不動産資産運用を考えなくてはなりません。

そうした状況を踏まえすぐ対応できるように、お客様の身近にある不動産業者としての立ち位置を理解し、私たちの住まう地域の為に率先して取組むこと、当社を選んで頂いた全てのお客様に笑顔になってもらえる事を会社の理念とし、地元企業としてこれからも成長していきます。



社屋



社内



代表取締役 塩月 藤太郎

## 株式会社 塩月産業

- 代表取締役 塩月藤太郎
- 所在地 西東京市田無町3-3-2
- Tel 042-466-2177
- HP <http://www.shiotsuki.co.jp/>

# 東村山法人会 セミナーのご案内

|                                                  |           |            |
|--------------------------------------------------|-----------|------------|
| 決算法人説明会                                          | 11月6日(水)  | 13時～15時30分 |
| 消費税軽減税率制度説明会                                     | //        | 16時～16時50分 |
| <b>有料</b> 法人税申告書等の書き方講座(開講日)<br>※詳細は下段をご覧ください    | 11月8日(金)  | 17時        |
| <b>有料</b> 中小企業のための人材採用ノウハウ講座<br>※詳細は13ページをご覧ください | 11月13日(水) | 15時        |
| 税務教室「令和元年度税制改正の概要」                               | 11月19日(火) | 15時～16時    |
| 年末調整実務研修会<br>※詳細は下段をご覧ください                       | 11月20日(水) | 14時        |
| <b>有料</b> 中小企業のための人事評価制度構築講座<br>※詳細は13ページをご覧ください | 11月26日(火) | 15時        |
| 新設法人説明会                                          | 11月27日(水) | 13時～15時40分 |
| 消費税軽減税率制度説明会                                     | //        | 16時～16時50分 |
| 決算法人説明会                                          | 1月7日(火)   | 13時～15時30分 |
| 税務教室<br>「消費税申告書作成講座Ⅰ～原則課税～」                      | 1月21日(火)  | 14時～16時    |

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合の良い日にお越し下さい。

※決算と新設法人説明会終了後16時より「消費税軽減税率制度説明会」を開催します。この説明会のみ参加することもできます。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

## ご案内

### 年末調整実務研修会のご案内

**無 料**

DVDを視聴、税務署担当官による研修を行います。どなたでも無料で参加できます。  
「年末調整のしかた」書籍を進呈します。(1社に1冊)

【開催日】令和元年11月20日(水)14時～16時

【研修内容】①令和元年給与所得の年末調整のしかた  
②法定調書の作成と提出

【講師】東村山税務署担当官

【参加費】無料

【会場】東村山法人会館

【定員】40名



## ご案内

### 法人税申告書等の書き方講座のご案内

#### 法人税申告書の書き方を分かり易く解説(全5回)

【開講日】令和元年11月8日(金)～12月6日(金)毎週金曜日17時～19時30分

【研修内容】①申告書の作成  
②最終申告書の完成

【講師】東京税理士会東村山支部、税理士 野澤英二氏

【会場】東村山法人会館

【参加費】正会員3,500円(テキスト代)、賛助会員4,000円(テキスト代含む)、  
非会員6,000円(テキスト代含む)

但し、決算書作成講座から引き続き正会員と賛助会員は無料、非会員は2,000円

【定員】30名

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

## ご案内

### 東京都多摩地域事業引継ぎ支援センターによる事業承継個別相談会

事業承継に関する個別相談会を開催しています。  
事業引継ぎに関することならどんな相談でも結構です。

相談料  
無料

- 日時：令和元年11月21日(木)、12月19日(木) 13時～16時 事前予約制(1社45分ほど)
- 相談員：東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター相談員 ■ 相談料：無料

## ご案内

### 国土工営による事業承継個別相談会

事業承継に関する悩みをお持ちの方は是非ご相談ください。

相談料  
無料

- 日時：令和元年11月7日(木)、12月11日(水) 13時～17時 事前予約制(1社60分ほど)
- 相談員：(株)国土工営、中小企業診断士 上甲覚氏 ■ 相談料：無料

## ご案内

### 中小企業のための人材採用ノウハウ講座

採用マーケットの現状と成功事例、履歴書の見方から模擬面接まで

- 日時：令和元年11月13日(水) 15時～17時
- 講師：ブランディングテクノロジー(株) 永田義博氏／アカラックス(株) 岩下正一氏
- 受講料：会員無料(非会員1,000円)

## ご案内

### 中小企業のための人事評価制度構築講座

人手不足や採用難、社員が定着しない理由とは

- 日時：令和元年11月26日(火) 15時～17時
- 講師：(株)ライジングファンズ 代表取締役 島津修一氏

上記セミナーは東村山法人会館で開催します。どなたでも参加できます！  
参加ご希望の方は東村山法人会にお電話ください。 ☎042-394-7654

## 「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの 手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

電子申告で  
効率UP!

### 納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、  
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

#### ■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコン  
やスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタ  
を準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない  
方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務  
署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

e-Taxを利用して所得税及び  
復興特別所得税の申告をすると  
こんなメリットが!

添付書類の  
提出省略<sup>(注)</sup>

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出  
又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

## 経営労務講座 実施報告



石津雄美氏



奥水香氏

令和元年9月19日(木)15時、東村山法人会館において(公社)東村山法人会と東京都労働相談情報センター国分寺事務所共催の「令和元年度経営労務講座」が開催されました。第1部演題「時間外労働の上限規制」を特定社会保険労務士石津雄美氏に、第2部演題「年次有給休暇強制取得への具体的な対応策」を特定社会保険労務士奥水香氏にご講演いただきました。働き方改革法等に関連した時間外労働の法改正のポイントや年次有給休暇取得について、法改正に沿った具体的な対策など経営者、管理者として必要な内容を説明いただきました。

## e-Tax・eLTAX 講習会 実施報告

9月24日(火)東村山法人会館において国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)講習会が開催されました。東村山税務署法人課第1部門法人審理担当上席宮下義丈氏からe-Taxの初期登録手続きから各種手続き等について、立川都税事務所事業税課法人事業税班主任蛇石晴美氏と主事田崎優哉氏からeLTAXの利用開始手続き等について当会館備付のパソコンを活用して学び自宅や職場からできる申告納税システムを体験いただきました。また、受講者からのご質問にも丁寧に回答いただき、有意義な講習会となりました。



講習状況

東村山税務署  
宮下義丈氏立川都税事務所  
蛇石晴美氏 田崎優哉氏

次回は2月に実施する予定です、是非ご参加下さい。

## 会計啓発普及セミナー 実施報告

9月27日(金)13時、東村山法人会館において東村山法人会と独立行政法人中小企業基盤整備機構共催による「令和元年度中小企業会計啓発・普及セミナー」が開催されました。中小企業診断士の平野泰嗣氏を講師にお迎えし、「中小企業会計要領の手引き」を使い財務会計の基本構造・事業計画の策定・改正税法のポイントなどをわかりやすく解説していただきました。次回は2月に予定しています。是非ご参加下さい。



平野泰嗣氏



セミナー状況

# 法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国80万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

## 新入会員紹介コーナー

### 新入会員紹介

自令和元年7月1日～至令和元年8月31日に入会された会員

| 所属支部名        | 所在地                           | 法人名               | 代表者氏名  | 業種            | 電話番号          |
|--------------|-------------------------------|-------------------|--------|---------------|---------------|
| 東村山<br>第3支部  | 東村山市久米川町4-15-6<br>サン桜マンション101 | (一社)警備員<br>信用審査協会 | 篠田 耕治  | 調査業           | 080-3966-5318 |
| 東久留米<br>第2支部 | 東久留米市中央町4-1-27                | (有)明商ナガイ          | 佐々木 健一 | 印刷<br>特殊加工紙販売 | 042-420-6560  |

### お詫びと訂正

令和元年8月発行の第264号に掲載した新入会員紹介コーナーの代表者のお名前に誤りがありました。  
13頁中段「新入会員紹介コーナー」囲みの、(株)テイクコーポレーション代表者

(誤) 本多武文氏 → (正) 本田武文氏

お詫びして訂正させていただきます。

ご案内

# 賀詞交歓会のご案内

**日時** 令和2年1月20日(月) 午後5時10分開会

**場所** 立川グランドホテル(立川市曙町2-14-16)

**参加費**

- ・正会員 1,000円/人
- ・賛助会員 2,000円/人
- ・非会員 5,000円/人

※できるだけお釣の要らないようご協力下さい。

**【恒例の福引大会も行います。是非、ご参加下さい。】**

※新春講演会は午後3時30分から開催されます。  
詳細は P6 をご参照下さい。

2020

お問合せは東村山法人会事務局 ☎ 042-394-7654

## 東村山法人会の 会員増強期間です!!

会員増強期間

10月10日(木)～11月9日(土)

会の組織基盤の強化・充実の為に、新入会員の獲得や適任者の紹介が必要です。  
会員皆様のご協力をよろしくお願いします。



ひと  
ひと

東村山第6支部 支部長

吉村 健一さん



こんにちは、東村山第六支部の吉村健一です。株式会社スタイルワン代表取締役をしています。東京都の東村山市で生まれ、すぐ父の転勤で京都へ行き、小学校の入学式後から東村山市へ戻ってきました。学校を卒業後、18歳〜28歳までの約10年間、初めて建築業界の世界へ入り、新築マンションの内装の作業員として、ものを創る業務に携わりました。その後、リフォーム会社に転職して8年間、一般のエンドユーザーのお客様のリフォームを学びました。そして会社を立ち上げて7年目に突入し今に至ります。

建築業界の中でも、直接お客様とのやりとりができる住宅リフォーム分野は、小さな工事から大きな工事までどんな工事でも毎回お客様に評価をいただきます。「想像してたより良い仕上がりができた」「やって良かった」「ありがとう」と笑顔で直接喜びのお言葉をいただくことが、このお仕事で一番のやりがいを感じます。このやりがいがある現場へのモチベーションにもつながり、またあらためて頑張ろうと思えます。

現在代表取締役を務めている株式会社スタイルワンを設立したきっかけは、立ち上げる前に勤

めていたりリフォーム会社になっていたころ、お客様との完了確認の際「どこにお願いますか」といわれるのが、なかなか「信頼できる業者さんを探していた」という声を聞いた時でした。もちろんこれには【安心して頼める】という意味が大前提ではありますが、共通していたのは以前リフォームを御依頼された時に少なからず何かしらの御不満が残ってしまった、今回は同じ失敗をしない為に新しい業者さんを探していたらついたらと言う事でした。そこで、私は自分が信じる自分なりのやり方で、喜んでいただき、お客様に安心してお任せしていただけて、その先もずっと信頼をお願いしたいと思うような会社を創りたい。

株式会社スタイルワンは東村山市栄町二丁目に位置し、西武線久米川駅南口から徒歩2分の場所に



店舗外観



店舗内

ありますマンション1階にお店を構えております。住宅リフォームに関して、水栓交換工事からフルリフォームまで大きな工事も承っております。店舗には各メーカーのカタログや、カラーサンプル帳、過去の施工写真などたくさん用意しておりますので、ご相談や打ち合わせの際はもちろん、いつでもふらっとお立ち寄りください。最後に、東村山法人会の会員の皆様で、リフォームに関するご相談がございましたら小さなことでもなんでもご相談ください。お待ちしております。

☎ 042-306-0689

第6回

税に関する

だいぼしゅう  
大募集!

# 絵はがきコンクール

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

## 募集内容

### ① テーマ

税に関する絵  
(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)

### ② 応募資格

小学生が対象です。

### ③ 応募点数

児童1人につき1点とします。

### ④ 応募方法及び応募先

「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。

また、描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可とします。

〔応募先・お問い合わせ先〕

〒189-0014 東村山市本町1丁目23番6号

TEL 042-394-7654

公益社団法人 東村山法人会 女性部会

<http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp>

### ⑤ 応募締切

2019年11月8日(金)

### ⑥ 審査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

### ⑦ 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知致します。

なお、優秀作品につきましては公益財団法人 全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

●東村山法人会最優秀賞

●法人会長賞 ●女性部会長賞 ●税務署長賞 ●都税事務所長賞

●優秀賞

### ⑧ 注意事項

(1)応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。

(2)応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3)応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。

(4)応募者の個人情報は入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉 公益社団法人 東村山法人会  
公益財団法人 全国法人会総連合

〈後援〉 国 税 庁

従業員の退職金準備は

特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

## 東法連特定退職金共済制度



### 特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは

TTK

公益  
財団法人

東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaiyoku.or.jp/>



# 法人会行事のご案内

令和元年9月25日現在

| 月日(曜日)   | 時 間   | 説明会・研修会・会議等         | 場 所             | 月日(曜日)   | 時 間   | 説明会・研修会・会議等   | 場 所     |
|----------|-------|---------------------|-----------------|----------|-------|---------------|---------|
| 11.6(水)  | 13:00 | 決算法人説明会             | 法 人 会 館         | 11.21(木) | 13:00 | 東京都事業承継個別相談会  | 法 人 会 館 |
| //       | 16:00 | 消費税軽減税率制度説明会        | //              | //       | 16:00 | 第3回事業研修委員会    | //      |
| //       | 16:00 | 第4回広報委員会            | //              | 11.25(月) | 15:30 | 第4回組織・厚生委員会   | //      |
| //       |       | 女性部会交流会             | 明 治 座           | 11.26(火) | 15:00 | 人材評価制度構築講座    | //      |
| 11.7(木)  | 13:00 | 国土工営事業承継個別相談会       | 法 人 会 館         | //       | 16:00 | 第3回総務委員会      | //      |
| 11.8(金)  | 14:00 | 法人会全国青年の集い          | iichiko総合文化センター | 11.27(水) | 13:00 | 新設法人説明会       | //      |
| //       | 17:00 | 法人税申告書の書き方講座 全5回開講日 | 法 人 会 館         | //       | 16:00 | 消費税軽減税率制度説明会  | //      |
| 11.9(土)  |       | 市民・産業まつり参加          | 東村山、小平、西東京、東久留米 | 11.28(木) | 16:00 | 第3回税制・社会貢献委員会 | 部 外     |
| 11.10(日) |       | 市民・産業まつり参加          | 東村山、西東京、東久留米    | 12.3(火)  | 14:00 | 第3回女性部会役員会    | 法 人 会 館 |
| 11.12(火) | 15:30 | 東村山税務署納税表彰式参加       | ルネこだいら          | 12.5(木)  | 15:00 | 第3回理事会        | //      |
| 11.13(水) | 13:00 | 労務経営相談会             | 法 人 会 館         | //       | 16:00 | 厚生連絡協議会       | //      |
| //       | 15:00 | 人材採用ノウハウ講座          | //              | 12.11(水) | 13:00 | 労務経営相談会       | //      |
| 11.19(火) | 14:00 | 個別融資相談会             | //              | //       | 13:00 | 国土工営事業承継個別相談会 | //      |
| //       | 15:00 | 第7回税務教室             | //              | 12.17(火) | 14:00 | 個別融資相談会       | //      |
| 11.20(水) | 14:00 | 年末調整実務研修会           | //              | 12.19(木) | 13:00 | 東京都事業承継個別相談会  | //      |

## 報告

## 東村山第3支部 ボウリング大会実施報告

まだまだ暑い8月30日(金)、上を行く熱気で記念すべき、第30回東村山第3支部ボウリング大会を開催しました。当日は、多くの来場者より99名の選手にご参加頂き、ご来賓の始球式をスタートしました。久米川ボウリング場では、2階席を含め、ほぼ貸切状態で、ゲームの進行に一喜一憂の状況でしたが、地域の皆様と親睦を深める事ができました。

最後の、表彰式では、支部内各企業からの物品提供を受けて、支部にて用意した景品と合わせて参加者の皆様へ手渡しました。ご提供頂きました皆様、お手伝い頂いた役員の皆様、本当にありがとうございました。(中條支部長記)



久米川ボウルにて

## 報告

## 東村山第6支部 ボウリング大会実施報告

9月9日(月)、久米川ボウルにおいて恒例の支部イベント「親睦ボウリング大会＆暑気払い」が42名の参加により行われました。私、吉村が始球式を務めさせていただきました。大会がスタート。参加者全員、終始笑顔で楽しめました。

ゲーム後の懇親会は美味しい焼肉をいただきながら大いに盛り上がりました。今回、新規入会者の方にもご参加いただき、新しくなった6支部で会員同士の親睦交流を深めることができました。ご参加いただきました皆様、本当にありがとうございました。記 支部長 吉村健一



久米川ボウルにて

## 報告

## 小平ブロック 日帰り親睦バス旅行実施報告

9月13日(金)、小平ブロック合同の日帰り親睦バス旅行が開催されました。今年の参加者は25名と少なかったものの、今回初めての試みで実施した「到着時刻当てゲーム」などで、車中は大盛り上がりでした。忍野八海見学、御殿場での食事では、常に参加者の笑顔があり、心配していた天気、気温も適当で、非常に有意義な一日となりました。ご参加頂きました方々、また、ご協力頂きました方々、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。



忍野八海にて

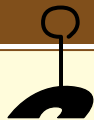


バイキングレストランで昼食

## Recipe ミニカボチャの肉詰め蒸し

Instructor

東久留米第1支部  
野島 貞夫さん



つくりかた



材料

- ・ミニカボチャ
- ・ひき肉
- ・玉子
- ・生姜
- ・長ネギ
- ・胡麻油

《調味料》

- ・塩コショウ
- ・鳥からスープの素

カボチャのへたから孔を取って、穴から種をとりだして、ひき肉に玉子、生姜、長ネギ、塩コショウ、鳥からスープの素、胡麻油を入れてよく混ぜて、肉団子にしてカボチャの中に入れて、蒸し器で12分を蒸して完成です。

(蒸し器がなければ、ラップをして、レンジで600wで10分をチンしてもOKです)

## 税に関する質問募集

「教えて税理士さん！」コーナーの質問を募集しています。(P8) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問や悩み、疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

**募集要項** 質問を100字以内でお願いします。匿名でOK

- ①ホームページ「教えて税理士さん！」をクリックしてご記入下さい。
- ②メールまたはファクスで送信。  
(質問を100字以内でまとめて下さい)  
メールアドレス info@higashimurayama-hojinkai.or.jp クリック  
ファクス番号 042-392-3820
- ③広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡のための連絡先をご記入下さい。 問い合わせ先 東村山法人会事務局 TEL042-394-7654

教えて税理士さん!



## あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事も募集しています

### 募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

### 募集規定

- 写真** 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)
- 記事(文書)** 200～400字程度  
原稿用紙でもワードでも可

### 応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6  
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

### 募集締切

締切は各号発行の2ヶ月前の月末までにご応募ください。

- 266号の締切は10月末まで
- 267号の締切は12月末まで
- 268号の締切は2月末まで
- 269号の締切は4月末まで
- 270号の締切は6月末まで
- 271号の締切は8月末まで



税に関する質問や表紙写真が採用となった方には、法人会の図書カードをプレゼントします。どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP  
QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報[265号] 令和元年10月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会  
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654  
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp  
制作：株式会社 国栄

禁無断転載